

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表
特定事業主名：川崎町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.4%
全ての職員	75.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
医師等	0.0%
本庁課長相当職	95.1%
本庁課長補佐相当職	96.8%
本庁係長相当職	103.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	0.0%
31～35年	79.5%
26～30年	91.0%
21～25年	93.3%
16～20年	101.2%
11～15年	100.9%
6～10年	95.1%
1～5年	72.0%

【説明欄】

職員全体の差異については、女性の医師等がないこと及び勤続年数の長い女性職員の人数が少ないことが主な要因と考えられる。
勤続年数別で見ると、女性管理職の割合が少ない31～35年の階層で乖離が目立つが、その他は大きな差異はない。なお、1～5年には医師が含まれるため、著しく大きな差異となっている。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。